

5 工事費用の貸付制度があります

- 浄化槽等から下水道へ配管を切り替える際、工事費用について市から無利子の貸付金を受けることができます。
- ご希望の方は、事前に工事店と相談のうえ、下水道課へ申請書を提出してください。申請手続は、工事店が代行することもできます。

対象者	次の要件をすべて満たしている方 (1)下水道処理区域内(下水道が使える区域)に住んでいる (2)自己資金では工事費用を負担できない (3)受益者負担金、市税等を滞納していない (4)連帯保証人を立てることができる (5)貸付金の返済能力がある
対象費用	八潮市の下水道へ配管を切り替える工事費用(限度額40万円)
返済方法	貸付けを受けた翌月から毎月1万円ずつ返済(無利子)

6 使わなくなった浄化槽を再利用できます

- 下水道への切り替えで使わなくなった浄化槽は、雨水を貯める貯留槽として再利用することができます。貯留した雨水は、庭への水撒きのほか、災害時の備えとして活用できます。また、ゲリラ豪雨等により街に雨水があふれることを一時的に防ぐ効果もあります。

補助金 浄化槽を雨水貯留施設に転用すると

- 対象は揚水ポンプ付きで、雨どいと繋がる貯留槽です。
- 設置前に、下水道課と事前相談のうえ申請手続をしてください。
- 施設管理協定を結び、設置後7年間は廃止できません。
- その他、市販の雨水貯留施設への補助(最大2.5万円補助)もあります。

最大
8万円
もらえます!



お問い合わせ



☎ 048-996-2111 (代表)

- 使用料、貸付金、補助金のこと:業務係(内線345)
- 受益者負担金、下水全般のこと:管理係(内線262)
- 整備の計画、工事のこと:計画・工務係(内線421)

下水道が整備されると、浄化槽は1年以内に下水道へ切り替えるよう、条例で定めています。お困りのことがございましたら、下水道課へご相談ください。



八潮市

下水道のご案内

下水道は、道路の地下に埋まっている汚水を流すための配管です。トイレやお風呂の汚水は、下水道に直接流すことができます。

下水道に流れた汚水は、三郷市にある下水処理場で高度処理を行い、きれいな水に再生してから川に戻しています。

下水道への
切り替えを
お願いします!



©八潮市

下水道が整備されていない地域では、汚水を各住宅の浄化槽に通した後、道路の側溝や水路に流すことが一般的です。

浄化槽の点検や清掃が不十分だと、汚れたままの水が放流され、周辺環境の悪化や河川汚濁の原因になっていました。



下水道に切り替えると、道路の側溝や水路を使うことがなくなるため、悪臭や蚊の発生を軽減することができます。その結果、地域の生活環境が良くなり、住民の快適性が向上します。



八潮市では、まだ下水道が整備されていない地域があり、利用人口の割合を示す普及率では、全国平均よりも低い状況です。今後、下水道が使用できる地域を拡大していきますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

下水道普及状況(令和3年度末)

八潮市	79.2%
県平均	82.9%
全国平均	80.1%

1 下水道が使えるようになるまで

- 下水道が使えるようになった地域は、毎年4月1日に告示が行われ、供用開始区域になります。この区域は、広報やしお4月号や市ホームページにてご覧いただけます。
- 下水道が使えるようになると、住宅の敷地内に下水道管と繋がる「公共汚水ます」が1か所設置されます。これまで浄化槽等に流していた汚水は、配管の切り替え工事を行い、公共汚水ますへ流すこととなります。



- 配管の切り替え工事は、個人の所有物に手を加えることになるため、**住宅の所有者等が直接工事店と契約します。**
- 工事店は、条例により技能を有する者として市が指定した「八潮市指定下水道工事店」から選んでください。

複数の工事店から見積もりをとることをおすすめします。



- 切り替え工事後、現場検査に合格すると下水道を使用できるようになります。

2 下水道の使い方

- 通常の使用にあたっては、点検の必要はありません。
- 詰まりの原因になるものや、配管をいためる危険物を流してはいけません。
- 敷地内の配管で気になることがある場合、施工した工事店に確認しましょう。必要に応じて、配管の高圧洗浄をご検討ください。

下水道は、みなさんと共有する財産です。大切に使いましょう!



流してはいけないもの



3 下水道にかかるお金 (受益者負担金)

じゅえきしゃふたんきん

- 受益者負担金は、都市計画法により土地をお持ちの方にかかるお金で、下水道が整備された時に一回限り発生します。(八潮南部東・八潮南部西一体型特定土地区画整理事業地内を除く)



なぜ 受益者負担金があるの?

下水道が整備されると、地域の生活環境が良くなり、住民の快適性が向上しますが、このような利益は下水道が使える土地をお持ちの方等に限られます。

下水道を整備する予定のない地域の方から、税金として整備費用をいただくことは不公平なため、下水道が整備された土地をお持ちの方から、「受益者負担金」として整備費用の一部をいただいています。

いつ	下水道が整備された年の9月頃に、ご案内書類が届きます。内容をご確認後、納付書が届きます。
だれ	下水道が整備された年の4月1日に、土地をお持ちの方が対象です。
いくら	土地の公簿面積1平米あたり500円です。5年分割または一括払いを選べます。

- 受益者負担金は、下水道使用の有無によらず発生します。住宅とは別に、農地や貸駐車場など下水道を使用する見込みのない土地をお持ちの方は、その土地のお支払い期日を延長することができます。(適否審査があります)
- ご案内書類到着後、徴収猶予申請書^{ちようしゆうゆうよんしんせいしよ}をご提出ください。**
- お持ちの土地を売却した場合や、借地権等がある場合は、当事者間の協議や契約内容に基づき、お支払いいただく方を変更することができます。
- 当事者間で取り決め後、受益者変更届出書^{じゅえきしゃへんこうとどけしよ}をご提出ください。**



4 下水道にかかるお金 (下水道使用料)

- 下水道使用料は、下水道を使用している方に発生します。

いつ	下水道の使用開始後、水道料金の明細に下水道使用料が加わります。
だれ	水道料金をお支払いいただいている方と同一です。
いくら	水道の使用量をもとに計算します。下水道料金表は市ホームページをご覧ください。

